

仙台市消防局訓令第十七号

仙台市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市消防局長 千葉弘樹

仙台市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市消防局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（家庭支援休暇の単位等） 第十七条 〔略〕 2 一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間</u>（介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該四時間</u>から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護部分休業） 第十八条 〔略〕 2 <u>介護部分休業は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> 〔新設〕	（家庭支援休暇の単位等） 第十七条 〔略〕 2 一時間を単位とする家庭支援休暇は、一日を通じ<u>四時間</u>（介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>四時間</u>から当該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護部分休業） 第十八条 〔略〕 2 <u>育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護部分休業</u>については、<u>一日につき二時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた<u>時間</u>を超えない範囲内の時間とする。 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第十九条 局長は、仙台市職員の育児休業等に関する規則（平成四年仙台市規則第四十二号）第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号、次条第一項及び第二十一条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 局長は、三歳に満たない子（条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第十九条 局長は、職員が局長に対し、その配偶者、父母、子、配偶者の父母又は次に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(同条において「申告等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 〔一・二 略〕 2 〔略〕 (勤務環境の整備に関する措置) 第二十条 局長は、介護両立支援制度等の<u>申告等</u>が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 〔一～三 略〕 第二十一条・第二十二條 〔略〕	<u>三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 局長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第二十条 局長は、職員が局長に対し、その配偶者、父母、子、配偶者の父母又は次に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 〔一・二 略〕 2 〔略〕 (勤務環境の整備に関する措置) 第二十一条 局長は、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 〔一～三 略〕 第二十二条・第二十三條 〔略〕
--	--

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

(消防局総務部総務課)